

山口県報

令和6年
7月23日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林予定森林 (岩国市) (森林整備課) 二
- 選管告示
政治団体の名称等 三
- 政治団体の異動事項 三
- 解散等に係る政治団体の名称等 四
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 四
- 公安委告示
警備員等の検定の実施 四



山口県告示第二百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年七月二十三日から同年八月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社
住 所 川崎市幸区大宮町二二一〇番
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社防府工場
所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法		
	能 力 (m^3 /分)	造	使用開始	使用時間 隔りの使用 間	
三三ーリ	三	令和六、一五 年予日 八、一五	令和六、一七 年予日 八、一七	令和六、二二 年予日 八、二二	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一 第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
三三ーリ	〇・〇〇一	〇・〇〇一	六
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
活性汚泥処理施設	製鉄筋コンクリート	一、四五〇	長時間ばっ気	連続	二四時間	変動なし	(既)		設

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後	
活性汚泥処理施設	七	三	一、二二〇
	八	六	一、四五〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
七	八・五	五・五	一、七五五
	四・六	四五	二、一三〇

山口県告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する予定である。

令和六年七月二十三日
山口県知事 村岡 嗣政

山口県石油政治連盟	〃	代 表 者	塔野 義浩	塔野 毅	〃
		会計責任者	吉松 秀信	大島 博美	〃
山下やすのり後援会	山下 安憲	代 表 者	山下 安憲	吉屋 康男	〃
		会計責任者	〃	松田 朋子	〃 / 3

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年七月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
先城のりなお後援会	先城 憲尚	先城 直子	下関市一の宮住吉2丁目9番9号	令和6、5、13
田中進後援会	藤井 美沙	吉屋 康男	山口市旭通り / 丁目9番30号	〃 4、30

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年七月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
先城 憲尚	先城のりなお後援会	令和6、5、13



山口県公安委員会告示第二十三号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和六年七月二十三日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員種別 受検定員 施設警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験

日時	令和六年十月三十一日（木曜日）の午前十時から正午まで
場所	山口市滝町一番一号 山口県警察本部
 - (二) 実技試験

日時	令和六年十一月二十二日（金曜日）
場所	山口市秋穂二島一〇六二番地 山口県セミナーパーク
- 三 受検資格

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であって、次のいずれかに該当する者であること。
- (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間

令和六年九月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
施設警備業務	二級	三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和六年十月三十一日(木曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和六年十一月二十九日(金曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和六年九月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

九 検定申請書を提出した警察署において交付する。
その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。

令和六年七月二十三日印刷
令和六年七月二十三日発行

発行人所

山口県知事
山口県庁